

掲示期間 4月1日-4月10日

新潟市告示第188号

保育料、延長保育料、一時預かり利用料
及び副食費収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び同令第158条の2第1項の規定により、保育料、延長保育料、一時預かり利用料及び副食費の収納事務について、次のとおり委託したので、同令第158条第2項及び同令第158条の2第6項の規定により告示する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原 八一

記

1 収納事務受託者の名称

株式会社第四北越銀行、地銀ネットワークサービス株式会社、LINE Pay 株式会社

2 収納事務を委託する歳入

保育料、延長保育料、一時預かり利用料及び副食費
並びに上記保育料等にかかる延滞金及び遅延損害金

3 収納事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和7年4月23日まで